

社会経済史学

Vol.88, No.1

2022

伊丹一浩 著

『山岳地の植林と牧野の具体性剥奪
—19世紀から20世紀初頭の
フランス・オート＝ザルプ県を中心に—』

槇原 茂

著者、伊丹一浩氏は、2011年出版の『堤防・灌漑組合と参加の強制—19世紀フランス・オート＝ザルプ県を中心に—』（御茶の水書房）において、農業改良を目的とする灌漑組合とあわせ、水害予防を目的とする堤防組合の歴史を考察し、国家による公益性の認定や組合加入の強制について論じた。フランス南東部オート＝ザルプ県〔以下、HAと略す〕をフィールドとして、少なくともわが国においてはほとんど知られていなかった近代フランスの環境史・防災史の一端を解明した点で貴重な業績といえる。とくに水防に関しては、本書とセットで読まれることをお勧めしたい。

新著の目的は、つぎのようにまとめられている。
「……〔HA〕県山岳地の植林に関する法制度の問題、植林事業の実態とそれをめぐる軋轢、〔地域住民による〕改正に向けた働きかけと能動性、新制度の影響とそれへの反発を分析する。特に、費用負担

の問題と制度改正の要求、中央における取用制度の導入に向けた動きと HA 県におけるそれへの反応に着目し、牧野の具体性剥奪へと繋がっていく山岳地の植林事業に関する制度の性格を明らかにする。」(4頁)ユニークな主題であるだけに、まずは400頁を超える本書の概略を示すことを優先したい。

序章では、19世紀の植林事業の歴史、とくに荒廃山岳地の植林に関する研究史を踏まえ、本書の課題が設定されている。歴史学のみならず農学、歴史地理学や橋梁土木分野の先行研究も取り上げられており、インターディシプリナリーな本書の立ち位置を知ることになる。この点に、オリジナリティの一つを認めてよいだろう。既存の研究において「山岳地住民や地域からの法制度に対する能動性や働きかけ」(11頁)への関心が欠如していたことが指摘され、この問題に切り込むことが本書の課題とされる。

第1章では、フランス革命期に森林管理が手薄になってしまったこともあり、19世紀に入って山岳地の森林や牧野の荒廃が深刻化したこと、また A.シュレル〔前著で着目された橋梁土木技師〕らによってそれが水害の主原因として認識されたこと、そして防災のために、公益事業として山岳地植林を進める法制度について、1840年代から議論が本格化したことが明らかにされている。

つづく第2章から第9章まで、19世紀フランスにおける植林・防災政策を規定した三つの法律、1860年法、1864年法、1882年法を中心に、法制度の整備とそれに対する地域住民、とくにその代弁者としての HA 県会の議論が詳細に分析されている。同県は、これらの制度化によって地域社会・経済のあり方にもっとも深刻な影響を被ることになった県であった。

1860年法に先立って、1857年にガスコーニュ地方における荒蕪地の衛生化と植林に関する法律が制定されており、南西部のランド、ジロンド両県を対象に、後続の諸法律でも問題になってくる事業の強制性、不実行の場合の国による代行、対象地の「具体性確保」、事業の受益者と費用負担者の整合性といった内容が盛り込まれていた。

ここで、全編を通して類出する「具体性」の用語についてふれておかななくてはならない。序章の注(27頁)において、「牧野の具体性」とは「自然のメカニズムや牧草の生命のリズムの中で、現実のものとして具体的に再生していく」ことを意味しており、「増殖するものと理解されるとしても、あくまで擬制的にいわれているに過ぎず、それ自体、現実

のものとして再生しているわけではない」「貨幣価値の抽象性」と対比的に論じられている〔傍点=引用者〕。この問題に関しては、後でもう一度取りあげたい。

57年法の規定も踏まえつつ、荒廃山岳地を対象にした1860年7月28日の法律では、私人やコミュニティなど土地所有者によって任意に行われる植林(=任意事業)に対して補助金を交付すること、及び公益に基づき対象地を確定し土地所有者に植林事業を強制できること(=義務事業)が骨子とされた。後者が実施されない場合、国家による取用等の措置も定められた。ただし、工事費の支払い等による所有権回復に関する規定のほか、コミュニティや公施設の所有地に関しては、取用ではなく、受益権・管理権の国への移譲が定められた。これについても、対象地の半分の所有権を国家に譲渡することによって、残り半分の受益権・管理権を回復できる規定など設けられた。いずれの場合も、1827年の森林法典の適用を受け、国家の森林制度の管理下に置かれた。また、年間の植林面積の制限など、牧野所有者が受けるダメージが多少なりとも緩和されるよう配慮もなされた。

HAの山岳地住民のあいだでは、法律の有した強制性に起因する牧野の剥奪や利用制限に加え、渓流上流域への植林によって水害から保護される、つまり事業の恩恵を被るのは下流域住民であるのに対し、費用負担やコミュニティ有地〔共有地〕の削減を強いられるのは山岳地の自分たちであるという不満が渦巻くことになった。著者のいう「受益=費用の不一致」の問題である。

この点に関して、HA文書館に所蔵されているコミュニティ議会の議事録、住民の意見陳述などの一次史料が丹念に読み込まれ、事業への反対や法改正を求める声が多かったことが明らかにされる。また HA 県会は、法律や事業に関する決議や請願などによって、地域住民の声(「下からのベクトル」,「能動性」)を、県知事経由で中央政府に届ける媒介役を果たしていた。第二帝政期の県会が地域の世論をすくい上げつつ、法改正にも影響を及ぼすほど重みのある審議をおこなっていたことは、評者にとっては初めて知る事実であった。限られた観点からとはいえ、1860年法や64年法をめぐる県会の働きの解明は、この政治体制の理解を深める上でも重要な貢献であるといえよう。1863年の県会では、事業による損失分の補償、及び荒廃地に対する植林だけでなく「草地化」(牧野の回復)をも組み込んだ法

改正の提案が決議された。政府、議会に対するこうした働きかけが奏功したと推定されるが、翌年、新たな法律が制定された。

1864年〔6月4日?〕の法律では、私有地やコミュニティ有地〔共有地〕に対して、公益事業として草地化も行いうるようになった。すでに植林事業として承認されていた事業の、草地化への転換も可能とされたほか、工事にもない放牧が一時的に禁止される場合について、任意でコミュニティへの補償金が支払われることにもなった。下からのベクトルが受容された結果と、著者は捉える。しかしこの法律によっても、受益=費用の不整合の問題など、解決されずに残されていた。

ここでなおもHAの山岳地住民の反発が生じ、それを受け、1860年代半ばから80年代にかけての県会において報告や審議が行われるプロセスが綿密に辿られている。そして費用負担の問題に関しては、諸県会の要望に基づき、国民議会(1874年)において義務事業対象地の国による「一時的収用」が提案されている。つまり、一定期間(例えば20年)過ぎれば、事業地は元の所有者に戻され、再び牧野・森林の利用が可能になるという提案もなされたが、結局1882年4月4日に成立した山岳地の復元・保全に関する法律では、「本来的収用」(国有地化)が導入されるにいたった。事業地は全面的に国家に収用されることになり、費用負担の問題は解消され、国によって収用補償金が支払われることにもなった。あわせて事業区以外でも公益に基づき、一時的に放牧を禁止することも定められた。そして対象区域改訂に際しては、地域住民側から自分たちの声が直接聴取される「対審的調査」が要求されるも、顧慮されなかった。最終第10章では、1882年法に基づいて20世紀初頭に設定された新事業区をめぐるの森林行政と山岳住民の間の軋轢について論じられている。

残された紙幅で、少しく書評の任を果たしておきたい。個別に言及できなかったが、HAの事業区に関する詳細なデータ、家畜の頭数とその増減等々、60を超える図表だけでも、本研究にかたむけられた情熱と努力が如何ばかりかを物語っている。しかし残念ながら、読後感は必ずしも充実したものではなかった。独特の用語法に加え、各章に同じ趣旨の文章が繰り返される点が本書を読みづらくしている。そして何よりも、著者が重視する「牧野の具体性」に立脚した人びとの生活が、最後まで具体的に説明されていない点が問題であろう。結局のところ、多

くは農民だったであろう山岳地住民の生産や生活はどのように変化した、あるいは変化しなかったのか。放牧された羊の毛は自家消費用だったのか、ローカルな市場など何らかの販売ルートを通じて換金されたのか(つまり、貨幣価値にも馴染んでいたか)。家畜数が減少しつつも、牛の比重が増大したことは酪農経営へのシフトを意味するのか、その生産物の販路はどうだったのか。耕地共同放牧 *vaine pâture* が行われていたとしたら、共有地放牧との関係はどのようなであったか。関連した記述は散見されるものの、まとまった考察はなされていない。

もう一点、行政側の資料(152頁など)によって指摘されていた富裕な農民の存在は、実態としてはどうだったのか。たとえば、彼らが共有地放牧からより大きな利益を享受しており、またコミュニティ議会も主導していたとすれば、著者のいう「具体性の剝奪」の実相はおそらく複雑で、それを把握するには特定コミュニティのミクロな分析が不可欠になるであろう。

さらに著者は、「下からのベクトル」として、以上にみた溪流上流域からの働きかけとならんで、下流域からの植林を要請する方向のベクトルがあったことも指摘している(30頁)。下流の諸地域では、洪水被害の深刻化による「具体性の剝奪」はなかったのだろうか。二つのベクトルの「矛盾の解決にこそ、分析対象とする社会の特徴が尖鋭に現れてくる」とするならば、下流域からのベクトルに関しても最小限の論述はなされてしかるべきではなかったか。厳しくなる一方の研究環境にもかかわらず、前著から10年経つか経たぬかで、これほどオリジナリティに富む高水準の大著が世に問われた。その間弛まない研鑽が続けられたであろうことは想像に難くない。やや辛口の評言を加えたのは、著者への深い敬意の裏返しでもある。評者の誤読や不明についてはご寛恕を請いつつ、筆を擱きたい。

(御茶の水書房, 2020年12月, xi+420頁, 7,200円+税)